平成２９年（フ）第１０７号
金沢市畝田西４丁目66番地２　県営住宅１棟303号、従前の住所金沢市畝田西４丁目73番地２
債務者　崎山　　愛
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３４号
金沢市泉野町５丁目３番３号　泉の台ハニーハイム302号
債務者　藤田　豊子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４４号
石川県河北郡内灘町字大根布６丁目63番地Ａｊベティス一番館303号、従前の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎３丁目17番地
債務者　田鶴　俊子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
岐阜市鏡島1717番地13
債務者　武藤　伸治
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９９７号
名古屋市西区又穂町１丁目16番地の１　リバティハイツ102号、従前の住所岐阜県中津川市中津川1010番地の６　子野団地１－３
債務者　安藤　隆幸
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
熊本県葦北郡津奈木町大字千代71番地４、前住所兵庫県神戸市東灘区住吉山手８丁目３番８号　203号
債務者　辻　　雅美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１２４号
神奈川県横須賀市汐見台３丁目９番７号　高橋テラス101
債務者　岩崎　辰也
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９４８号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘13棟109号
債務者　井野　孝子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６４号
名古屋市天白区菅田１丁目701番地　コーポ阪野206号
債務者　**廣**瀬　啓一
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９６号
沖縄県那覇市牧志３丁目20番６－207号　グランドハイム牧志
債務者　奥平　妙子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０５号
沖縄県浦添市仲西１丁目20番11号
債務者　棚原とよみ
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４５号
山口県周南市代々木通２丁目37番地　代々木ハイツ302号
債務者　中村　惠治
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６３４号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地９－201
債務者　井口　　薫
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５２４４号
東京都板橋区成増１丁目26－６－404
債務者　恒川　直也
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２号
横浜市青葉区梅が丘19番地５　ナカジマハイツ406号室
債務者　齋藤光希子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６５号
神奈川県大和市鶴間２丁目11番18号　Ｍ．Ｎ21　102号
債務者　近藤　幸子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部